

働き方改革支援・新型コロナウイルス感染症対策

雇用維持に関する個別相談会

当所では、「働き方改革」に取り組む事業主の皆様を支援します。長時間労働の是正、派遣法の改正、36協定など働き方改革における様々な問題について、社会保険労務士が相談に応じる個別相談会を開催します。

また、新型コロナウイルス感染症により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象として、国の雇用調整助成金の要件が緩和されました。事業者の皆様にご活用いただくため、制度内容や活用方法等の相談にも社会保険労務士が応じます。申請をご検討の方は、是非ご活用ください。

雇用調整助成金とは

景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、雇用の維持を図るための休業手当、賃金等の一部を助成する制度です。

■ 相談会開催内容

日 時	毎週火曜日 午後1時～5時 ※令和3年1月26日（火）まで （祝日・年末年始除く）
場 所	須賀川商工会館 会議室
対象者	小規模事業者・中小企業者等
参加費	無料
相談員	福島県働き方改革推進支援センター専門家 社会保険労務士
相談時間	1回50分

※ 事前予約制（先着順）になりますので、希望日・希望時間を事務局までお知らせください。

■ お問い合わせ先

〒962-0844 福島県須賀川市東町 59 - 25
須賀川商工会議所 中小企業相談所 TEL : 0248-76-2124 FAX : 0248-76-2127

～新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願いについて～

当所では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、職員のマスク着用、パーテーションの設置などの取組みを行っております。事業所の皆様につきましても、ご来所いただく際は、必ずマスクを着用くださいますようご協力お願い致します。